

○備前市個人情報保護条例

平成17年3月22日
条例第14号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の収集等の制限(第6条—第10条)
 - 第2節 個人情報の適正管理(第11条—第15条)
 - 第3節 自己情報の開示請求等の権利(第16条—第26条)
 - 第4節 救済手続(第27条)
- 第3章 事業者等が保有する個人情報の保護(第28条—第32条)
- 第4章 補則(第33条—第35条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、本市の保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。
- (3) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書図画の内容を記録するための処理その他市長が定めるものを除く。
- (4) 個人情報取扱事務 個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報を記録した行政文書(備前市情報公開条例(平成17年備前市条例第13号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)を使用する事務をいう。
- (5) 開示 閲覧若しくは視聴に供し、又は写しを交付することをいう。
- (6) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業活動に伴う個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、この条例により保障された権利を正當に行使しなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の収集等の制限

(収集の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、その業務の目的達成に必要な範囲内で適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となり得る個人情報その他基本的人権を侵害するおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が、審議会(情報公開条例第23条に規定する備前市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会をいう。以下同じ。)の意見を聴いて、明らかに正当な職務執行の範囲内であると認めるとき。

(収集方法の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報の当該個人(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外のものから収集することができる。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 報道、出版等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談その他の事務を処理する場合であって、本人から収集すると当該事務の適正な執行に支障を生じると認められるとき。
 - (7) 国、他の地方公共団体その他これらに準じる団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は次条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。
- 3 申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該行為者以外の個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、前項第1号の規定により収集されたものとみなす。
- (利用及び提供の制限)
- 第8条 実施機関は、個人情報を収集目的の範囲を超えて利用し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「目的外利用等」という。)してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用等を行うことができる。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。
- (提供先に対する措置要求)
- 第9条 実施機関は、当該実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。
- (オンライン結合による提供の制限)
- 第10条 実施機関は、オンライン結合(実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等に定めがあるとき又は審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。その内容を変更しようとするときも、また同様とする。
- 第2節 個人情報の適正管理
- (個人情報取扱事務の届出等)
- 第11条 実施機関は、新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、個人情報の取扱いが定型化していない一時的な個人情報取扱事務で、市長が別に定めるものについては、この限りでない。
- (1) 個人情報取扱事務の名称及び担当部署
 - (2) 個人情報の収集目的
 - (3) 個人情報の収集対象者の範囲
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 個人情報の収集先
 - (6) 電子計算機処理を行うときは、その旨
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項に規定する届出に係る個人情報取扱事務の届出の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出の内容を審議会に報告しなければならない。
- 5 実施機関は、個人情報取扱事務の目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 6 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報取扱事務については、適用しない。

(適正な維持管理)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、個人情報の適正な維持管理を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新のものとすること。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失等の事故を防止すること。
- (3) 不要となった個人情報は、速やかに破棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

(職員等の義務)

第13条 実施機関の職員は、職務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第13条の2 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により本市の公の施設の管理を行うものをいう。以下同じ。)が管理を通じて取得した個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者の責務)

第13条の3 指定管理者は、管理を通じて取得した個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び指定管理者の管理する施設の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務の処理に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第14条 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第15条 実施機関から個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者(次項において「受託者」という。)は、受託した当該業務の処理に当たり、個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者及び受託した当該業務の処理に従事している者又は従事していた者は、当該業務の処理に当たって知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

第3節 自己情報の開示請求等の権利

(自己情報の開示請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政文書に記録された、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示しないことができる自己情報)

第17条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自己情報を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているとき。
- (2) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外のものに関する情報を含む自己情報であって、開示することにより当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (3) 個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談、推薦等(以下「個人の評価等」という。)に関する自己情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の個人の評価等に著しい支障を生じるおそれがあるとき。
- (4) 市と国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した自己情報であって、開示することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるとき。
- (5) 実施機関の行う監査、検査、試験、契約、交渉、争訟、調査研究その他の事務事業に関する自己情報であって、開示することにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるとき。
- (6) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるとき。

(自己情報の一部開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に、前条各号のいずれかに該当する自己情報(以

下「不開示情報」という。)の部分とそれ以外の自己情報の部分がある場合において、当該不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、それにより当該請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(自己情報の存否に関する情報)

第19条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(自己情報の訂正、削除及び中止に係る請求)

第20条 何人も、自己情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、第6条又は第7条の制限を超えて自己情報が収集されていると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の削除を請求することができる。

3 何人も、第8条の制限を超えて自己情報の目的外利用等が行われていると認めるときは、実施機関に対して当該自己情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

4 第16条第2項の規定は、前3項に規定する請求(以下「訂正等の請求」という。)について準用する。

(開示請求等の手続)

第21条 開示請求又は訂正等の請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 請求区分

(2) 氏名及び住所

(3) 開示請求等に係る自己情報の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求等をしようとする者は、当該開示請求等に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して当該訂正等の請求に係る事実を証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、開示請求等があったときは、速やかに審査を開始しなければならない。この場合において、請求書の記載事項、添付書類等に不備があるときその他形式上の要件に適合しないときは、開示請求等をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて開示請求等の補正を求めなければならない。

(訂正等の請求による停止)

第22条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、次条の規定による決定を行うまでの間、当該訂正等の請求に係る自己情報の利用又は提供を停止するものとする。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

(開示請求等に対する決定及び通知)

第23条 実施機関は、開示請求があったときは当該開示請求があった日から起算して15日以内に当該開示請求に係る自己情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示の決定」という。)又は全部を開示しない旨の決定(開示請求に係る自己情報を保有していないとき及び第19条の規定により請求を拒否するときを含む。)を、訂正等の請求があったときは当該訂正等の請求があった日から起算して30日以内に当該訂正等の請求を認める旨又は当該訂正等の請求の全部若しくは一部を拒否する旨の決定をしなければならない。ただし、第21条第4項後段の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該決定の期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を書面により請求者に通知しなければならない。この場合において、開示請求に対し自己情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき及び訂正等の請求の全部又は一部を拒否する旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求等があった日から起算して、開示請求については45日、訂正等の請求については60日以内に限りその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第24条 実施機関は、開示請求に係る自己情報に本市及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示の決定をするに当たって、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した場合において当該自己情報を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に当該第三者が不服申立ての手続を講じるに足る相当の期間を確保するとともに、開示の決定後直ちに当該第三者に対し、書面で所定の事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第25条 実施機関は、開示の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該自己情報を開示しなければならない。

2 自己情報の開示は、記録された媒体に応じて規則で定める方法により行う。ただし、実施機関は、自己情報を開示することにより当該自己情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、第18条の規定により一部開示を行うときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

3 自己情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る自己情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で規則で定めるものを提示しなければならない。

4 実施機関は、第23条第1項の規定により、自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をすることを決定したときは、速やかに当該自己情報を訂正し、削除し、又は目的外利用等を中止しなければならない。この場合において、実施機関は、請求者及び当該自己情報の目的外利用等をしているものに対し、その旨を通知しなければならない。

(費用の負担)

第26条 この条例の規定に基づく開示に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4節 救済手続

(不服申立てに関する手続)

第27条 開示請求等に対する決定に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会(情報公開条例第18条に規定する備前市情報公開及び個人情報保護審査会をいう。以下同じ。)に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定を行うものとする。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定を取り消し、開示請求等の全部を認めるとき。

第3章 事業者等が保有する個人情報の保護

(事業者への指導助言)

第28条 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるよう、指導及び助言を行うものとする。

(苦情又は相談の処理)

第29条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情又は相談があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(説明又は資料提出の要求)

第30条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を確認するために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告又は公表)

第31条 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いて、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項に規定する勧告に従わなかったときは、審議会の意見を聴いて、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該事業者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

(公共的団体等への要請)

第32条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう要請するものとする。

第4章 補則

(他の制度等との調整)

第33条 他の法令等(情報公開条例を除く。)の規定により自己情報の開示、訂正等を求めることができるときは、その定めるところによる。

2 この条例は、図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として保有している図書、図画等については、適用しない。

(運用状況の公表)

第34条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の備前市個人情報保護条例(平成15年備前市条例第1号)、日生町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(平成3年日生町条例第26号)又は吉永町情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成12年吉永町条例第35号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第11条第1項中「新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次に掲げる事項を、あらかじめ」とあるのは、「現に行っている個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を、この条例の施行の日後、速やかに」と読み替えて適用する。
- 4 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第6条から第8条までの規定により行われているものとみなす。
附 則(平成17年12月21日条例第257号)
この条例は、公布の日から施行する。